

議第4号

令和8年度滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和8年度滋賀県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 114,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 32,711
	1 一 般 会 計 繰 入 金	32,711
2 繰 越 金		48
	1 繰 越 金	48
3 諸 収 入		81,641
	1 県 預 金 利 子	67
	2 貸 付 金 元 利 収 入	81,471
	3 雑 入	103
歳 入 合 計		114,400
歳 出		
款	項	金 額
1 子 ど も 若 者 費		千円 90,622
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	90,622
2 予 備 費		23,778
	1 予 備 費	23,778
歳 出 合 計		114,400